

(案)

岩出市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定協定書

岩出市（以下「甲」という。）と企業名（以下「乙」という。）は、熱中症による人の健康に係る被害の発生防止に向け、岩出市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定等に関する要綱（以下「指定等要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称 ○○○○

（2）所在地 和歌山県岩出市○○○○

（供用部分等）

第4条 対象施設において、無料で市民その他の者の滞在の用に共する部分（以下「供用部分」という。）と開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（1）共用部分 ○○○○

（2）受入可能人数 ○人

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日、開放する時間帯は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日のうち、次に掲げるとおりとする。

（1）開放する曜日 ○曜日～○曜日

（2）開放する時間帯 午前○○時～午後○○時

（施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

3 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として市民その他の者の滞中に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し改善を申し入れることができる（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第7条 乙は、環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けるものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における市民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとする。

(免責)

第8条 指定暑熱避難施設を利用した者が対象施設に損害を与えた場合であっても甲は損害賠償の責任を負わないものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第9条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、市民その他の者が暑熱を避けるための滞り場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

2 第7条第3項の規定は、第7条第2項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(本協定の変更)

第10条 この協定に関し、内容を変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定の規定を変更することができる。

(指定の取消)

第11条 甲は、指定暑熱避難施設が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 指定暑熱避難施設が廃止されたとき。

(2) 指定暑熱避難施設から指定の解除の申出があったとき。

(3) その他指定暑熱避難施設として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により指定を取り消したときは、甲は速やかに公表するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間満了の1月前までに申出がない場合は、更に同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義についての協議)

第13条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれの記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県岩出市西野209番地
岩出市長 中芝 正幸

乙